

女川原子力発電所環境放射能及び温排水測定基本計画等の一部改正について

1 経緯

東北電力㈱女川原子力発電所周辺地域の環境放射能測定については、「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定」で定める「女川原子力発電所環境放射能及び温排水測定基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づき、地方自治体（宮城県，女川町，石巻市）及び施設者（東北電力㈱）が実施することとしている。

しかしながら，東日本大震災の影響で，モニタリング施設が被害を受けたこと及び環境試料の採取が難しくなったことなどにより，基本計画どおりに測定を実施することができず，暫定的な運用を進めてきたところである。

そのような状況の中で，測定体制の再整備を進め，平成 31 年 3 月までに東日本大震災前の測定体制と同程度に復旧できる見込みであることから，復旧状況に合わせ，基本計画等の一部改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 「女川原子力発電所環境放射能及び温排水測定基本計画」の一部改正

イ 採取試料，測定項目及び測定方法の整理

(イ) アラメが枯渇する恐れがあることから，採取回数を減らし，その代替としてエゾノネジモクを追加する。

(ロ) 従来から分析を行っている Sr（ストロンチウム）-90 及び H-3（トリチウム）を環境試料の測定項目等に明記する。

(ハ) 積算線量の測定方法を現状に合わせ，蛍光ガラス線量計のみとする。

ロ 設置場所及び採取場所の整理

(イ) 新設するモニタリングステーションに合わせて設置場所等を改正する。

(ロ) モニタリングポイントの設置場所を現状に合わせ，改正する。

(ハ) 海洋試料の採取場所を現状に合わせ，改正する。

ハ 文言等の整理

(イ) 異常時の測定について，県地域防災計画に基づき実施する旨を追加する。

(ロ) 放水口モニター設置位置の表現を現状に合わせ，改正する。

(ハ) 用語の統一など，文言を整理する。

(2) 「環境放射能測定実施計画」の一部改正

基本計画の改正を受け，測定項目及び試料の採取地点等を改正する。併せて，文言を整理する。

(3) 「環境放射能評価方法」の一部改正

基本計画の改正を受け，実効線量の推定に用いる測定結果を整理する。併せて，文言を整理する。

3 施行日

平成 31 年 4 月 1 日から施行する。